

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 26年 6月 16日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 加西市別府町2664番地

氏 名 大王加工紙工業株式会社 兵庫工場
工場長 玉田 敏之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0790-47-0070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大王加工紙工業株式会社 兵庫工場
事業場の所在地	加西市別府町2664番地
計画期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1898 他に分類されないプラスチック製品加工業
②事業の規模	工場出荷額 4,069,223千円 (H25年62期実績)
③従業員数	74名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排 出 量	152 t	t
	(これまでに実施した取組) 製造ロス低減。 連続生産による廃液削減。 設備改善による廃棄ロス削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排 出 量	144 t	t
	(今後実施する予定の取組) 製造工程を集約し廃液を削減 揮発性溶剤を使用しない製品開発。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場の危険物倉庫に引火性廃油を分別し保管している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油を、再生可能品（溶剤回収）とその他の処理に分別保管を進める。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	152 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	106 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者に依頼し適正処理を進めてきた。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	144 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	80 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	40 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引続き優良認定処理業者に処理依頼を進め、尚且つ、再生可能品の分別処理を進める。</p>			
※事務処理欄			

特別産業廃棄物の一連の処理の工程

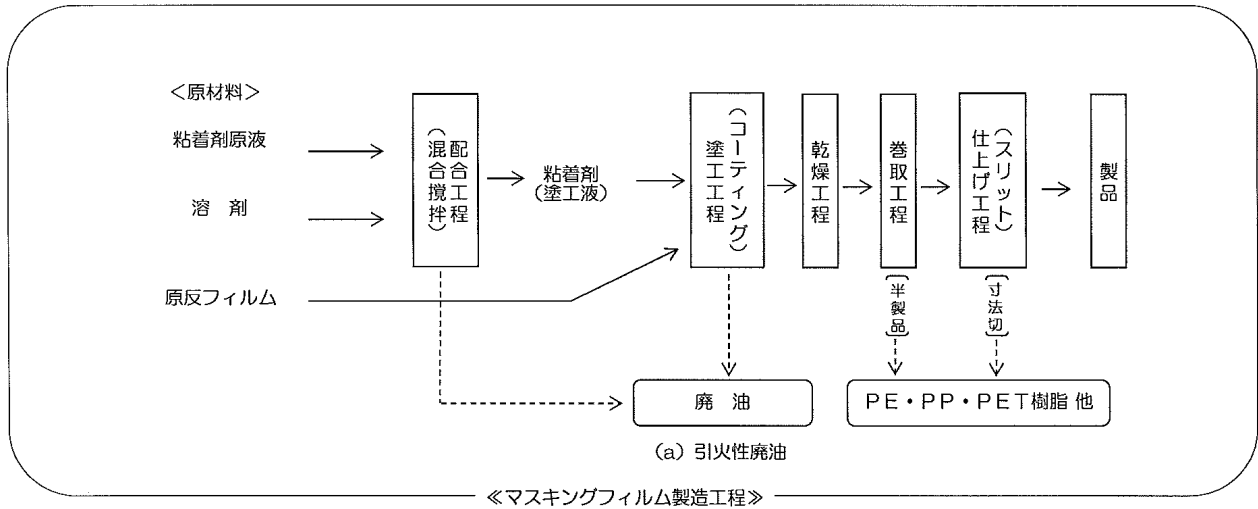


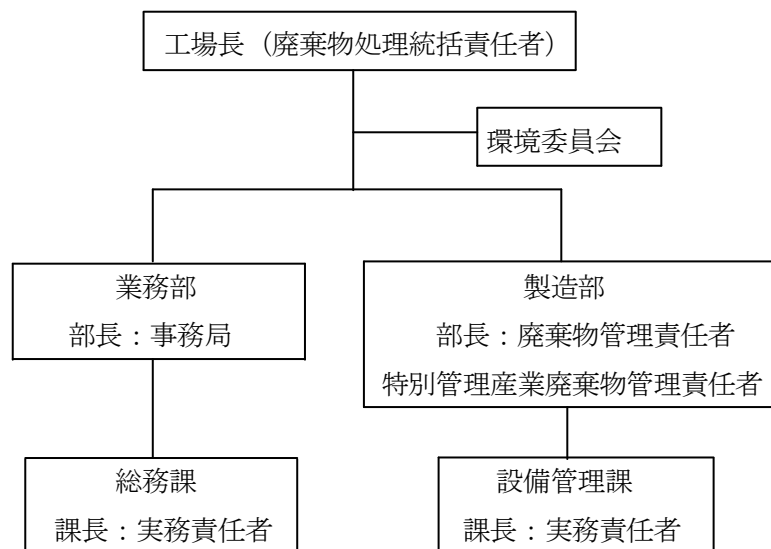
図1 特管廃棄物の一連の処理工程

(a) 引火性廃油

収集運搬（委託：新日本開発(株)・西播環境整備(株)）→焼却（委託：新日本開発(株)・西播環境整備(株)） 焼却残渣は、セメント会社の焼却燃料として処分。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物管理体制



(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所属 : 兵庫工場 職位: 工場長
廃棄物管理責任者		組織名: 製造部 職位: 部長
廃棄物担当		組織名: 設備管理課 職位: 課長
役割	環境委員会	廃棄物に関する検討 産業廃棄物を削減するための抑制方法及び計画案の策定と答申 ・委員長－工場長 ・委員－関連部門課長以上 ・事務局－業務部 総務課 廃棄物処理に関しては、廃棄物管理規定による
	廃棄物処理統括責任者	廃棄物処理方針の策定 廃棄物処分委託業者の承認 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任者	廃棄物の管理 廃棄物処分の委託業務 廃棄物業者の管理 PCBの管理
	事務局	マニフェストの管理 監督官庁への各種届出

特別管理産業用廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため関連する法令、その他の規則を順守すると共に行政の環境施策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③最終処分量の削減、再生利用の拡大等について数値目標及びその達成時期を定め実施する。
またこれら処理に関する目標及び計画は定期的に必要な見直しを行う。
- ④廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。
 - 発生抑制 ・製造ロス低減に努める。
 - 再生利用 ・購入業者への再利用化推進、再生利用ルート確保する。
 - 中間処理 ・効率向上等の設備導入を推進する。
 - その他 ・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。
・処理内容を確認し、処理業者と適切な委託契約を締結する。

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。